ロ　第４章特定治療料のうち、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第２章第４部画像診断、第９部処置及び第10部手術であって、1,000点以上のものに係る費用	（新設）
ハ　クロザピンの薬剤料	（新設）
注10・注11　（略）	注10・注11　（略）
第２節　通院料	第２節　通院料
1　通院対象者通院医学管理料（１月につき）	1　通院対象者通院医学管理料（１月につき）
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）
注１・注２　（略）	注１・注２　（略）
注３　前期通院対象者通院医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料及び後期通院対象者通院医学管理料の診療に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、通院対象者通院医学管理料に含まれるものとする。	注３　前期通院対象者通院医学管理料、中期通院対象者通院医学管理料及び後期通院対象者通院医学管理料の診療に係る費用（第２章医療観察精神科専門療法に係る費用並びに第４章特定治療料のうち、医科診療報酬点数表第２章第１部医学管理等（区分番号Ｂ001の２に掲げる特定薬剤治療管理料及び区分番号Ｂ001の６に掲げるてんかん指導料の費用に限る。）、第３部検査、第４部画像診断、第５部投薬（区分番号Ｆ400に掲げる処方せん料を除く。）、第６部注射、第７部リハビリテーション、第９部処置（各区分に掲げる処置のうち、100点以上のものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部病理診断に係る費用を除く。）は、通院対象者通院医学管理料に含まれるものとする。
イ　第２章医療観察精神科専門療法に係る費用	（新設）
ロ　第４章特定治療料のうち、医科診療報酬点数表第２章第１部医学管理等（区分番号Ｂ001の２に掲げる特定薬剤治療管理料及び区分番号Ｂ001の６に掲げるてんかん指導料の費用に限る。）、第３部検査、第４部画像診断、第５部投薬（区分番号Ｆ400に掲げる処方箋料を除く。）、第６部注射、第７部リハビリテーション、第９部処置（各区分に掲げる処置のうち、100点以上のものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第13部病理診断に係る費用	（新設）
注４～注７　（略）	注４～注７　（略）
注８　クロザピンによる治療を受けている対象者を受け入れた場合は、治療抵抗性統合失調症対象者受入促進加算として、医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の初回算定時に限り、所定点数に2,220点を加算する。	（新設）
2　（略）	2　（略）
第２章　医療観察精神科専門療法	第２章　医療観察精神科専門療法
通則	通則
（略）	（略）
1　医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法　2,800点	1　医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法　3,000点
注１・注２　（略）	注１・注２　（略）
注３　麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和23年法律第205号）第６条の６第１項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。）が麻酔を行った場合は、所定点数に900点を加算する。	（新設）
2　（略）	2　（略）